

# 庁舎建設委員会から 「庁舎建設基本構想」が答申されました！

庁舎建設委員会（市民等23名で構成）は、新庁舎建設に係る市長の諮問に応じ、市の将来を見据え必要となる庁舎建設について、基本的な考え方をまとめた基本構想を策定するため平成20年3月に設置され、これまで11回にわたる委員会を開催し、慎重に協議を重ねてきました。この基本構想は、今後策定される庁舎建設についての「基本計画」、「基本設計」、「実施設計」などの段階において、より具体的に個別の事案の検討を行う際の基本となるものです。

庁舎建設委員会の検討状況については、広報しもつけ9月号や市ホームページで、第6回委員会

までの途中経過をお知らせしましたが、第6回までに「有利な合併特例債を活用し、平成27年度までに1箇所を統合し本庁方式による庁舎を建設する」との大きな方向性が示されています。第7回以降の委員会においては、建設位置（候補地）について積極的な意見交換が行われた結果、「自治医大駅西側が庁舎の建設位置として最適である」との結論に達しました。

今後、市議会との協議、パブリックコメントの手続きを経て、市としての「庁舎建設基本構想」が決定されますが、庁舎建設委員会からの基本構想について、その概要をお知らせします。

## ● 新庁舎建設の必要性

長期的視野に立つて利用が可能で、経済性・機能的に配慮した新庁舎を建設することが適当である。

委員会では、現在の3庁舎を耐震改修・増改築した場合と本庁方式とし新築した場合について比較検討しました。

その結果、短い期間の比較では、現在の3庁舎を耐震改修・増改築した方が、一時的

な負担は軽減されるものの、近い将来には、新しく庁舎を建設する必要性が生ずるため、中・長期的に見た場合には、新築と比較して高額になる可能性がある。一方、新築した場合には、当初の費用は高額になるものの長期間使用することができ、有利な合併特例債の活用や業務の効率化などのメリットのほか、設備の維持管理コストの削減を図ることが可能になると判断されました。

## ● 分庁方式と本庁方式

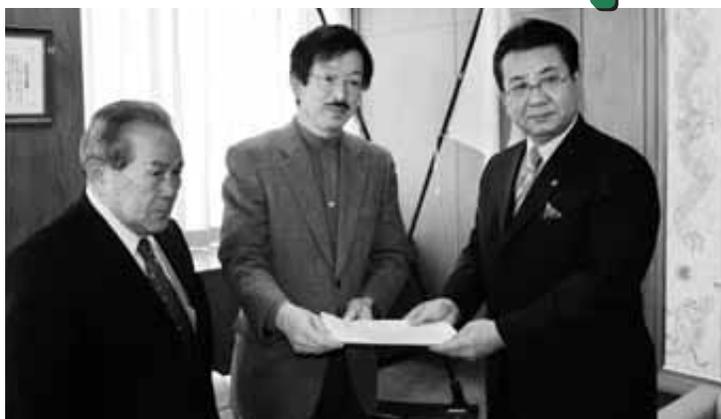
市民サービスの向上、経費の節減、業務効率の向上などから、本庁方式が適当である。

現在3庁舎に分散しているため、市民課窓口が3庁舎に設置されていますが、各庁舎にまたがる用件も数多くあり、庁舎間の移動などにより市民に負担をかけています。また、行政内部も決裁や会議などで

## ● 建設時期

合併特例債の有効活用を図るため、平成27年度中の供用開始を目指すのが適当である。

新市建設計画に基づく事業に対しては、合併市町村に認められる合併特例債が活用で



問い合わせ先

総合政策室 政策推進グループ  
☎40-5550

◎「庁舎建設基本構想」は、市ホームページでご覧いただけるほか、総合政策室(国分寺庁舎2階)窓口でも閲覧できます。